

## 平成 29 年度資質向上支援事業「資格取得補助」実施要項

- 1 目的 日本体育協会公認の資格取得に関する経費を補助することにより、クラブ運営に必要なマネージメント能力や指導能力を有する人材の量的拡充を図ることで県内クラブの安定した運営を目的とする。
- 2 対象資格
  - (1) 公益財団法人日本体育協会公認クラブマネジャー資格
  - (2) 公益財団法人日本体育協会公認アシスタントマネジャー資格
  - (3) 公益財団法人日本体育協会公認競技別指導者資格
  - (4) スポーツ少年団認定員資格
- 3 条件
  - (1) 資格取得後は県認定クラブにおいてその能力を最大限に発揮して活動する意思のある者。
  - (2) ぎふ広域スポーツセンターからの依頼に対し、各クラブへ指導・助言を行うことで、県内クラブの活性化に尽力する意思のある者。
    - ※クラブマネジャー資格を希望する者は日本体育協会から公認クラブマネジャー養成講習会への受講決定の連絡後に申し込む事とする。
    - ※アシスタントマネジャー資格の取得のための講習会は本県での受講に限る。
  - (3) 各クラブで展開されているスポーツ教室で指導をするなど、所属クラブの発展と次世代の指導者の育成を担い、また県内の生涯スポーツの活性化に尽力する意思のある者。
    - ※競技別指導者資格を希望する者は、該当する指導員養成講習会実施団体の受講決定連絡後に申し込む事とする。
    - ※スポーツ少年団認定員資格を希望する者は開催市町村スポーツ少年団事務局から該当する認定員養成講習会への受講決定の連絡後に申し込む事とする。
- 4 対象経費
  - (1) 受講料（テキスト代、受験料含む）
  - (2) 旅費
    - ※旅費は県の旅費規程に準じる。
- 5 対象者の決定
  - (1) 定員の超過の有無にかかわらず、ぎふ広域スポーツセンターにおいて、申込者が条件を満たしているかを確認し、提出資料等を基に審査の上、対象者を決定する。
  - (2) クラブマネジャー対象者の決定は 7 月中旬を目途に、また、アシスタントマネジャー対象者の決定は 10 月上旬を目途に、競技別指導者資格取得対象者、スポーツ少年団認定員資格取得対象者の決定はその開催時期に合わせ、クラブに通知する。

- 6 申込方法 上記の条件を満たしており、本事業を希望する者は、以下の書類をぎふ広域スポーツセンターまで提出すること。
- (1) 提出書類：推薦書【様式1】、推薦調書【様式2】、経歴書【様式3】
- (2) 提出期限
- (クラブマネジャー資格) 平成29年7月7日(金)
- (アシスタントマネジャー資格) 平成29年9月29日(金)
- (競技別指導者資格・スポーツ少年団認定員資格) 受講決定後～事業開始
- 7 交付申請 交付決定後、該当クラブは以下の書類をぎふ広域スポーツセンターへ提出すること。
- (1) 提出書類：補助金交付申請書【様式4】、収支予算書【様式5】、  
補助金申請書【様式6】
- 8 交付決定 ぎふ広域スポーツセンターにおいて、事業申請者から提出された交付申請書を精査の上、適正と認めた場合交付決定し、補助金を交付する。
- 9 報 告 事業実施者は事業実施後、以下の書類をぎふ広域スポーツセンターに提出すること。
- (1) 提出書類 実績報告書【様式7】、実施報告書【様式8】、  
収支決算書【様式9】、証拠書類
- (2) 提出期限 平成30年3月2日(金)
- 10 証拠書類の整備
- 証拠書類(領収書)は原本を提出することとし、1枚1枚が重ならないように支出科目別に整理し、A4版用紙に添付の上、事業実施報告書提出の際に添付する。
- 11 補助不用額の返還
- 補助不用額(対象経費が交付金額を下回った額)が生じた該当クラブは、直ちにその額をぎふ広域スポーツセンターに返還しなければならない。
- やむを得ず、資格取得途中で講習を辞退しなければならなくなった場合は、直ちにぎふ広域スポーツセンターに報告し、事業実施者と協議するものとする。
- 12 その他
- ・養成講習会の検定試験において不合格であった場合は、合格に至るまで講習することとし、その際に係る経費は自己負担とする。
  - ・本事業実施要項に示さない事項については、ぎふ広域スポーツセンターと事業実施者が協議して、適切に対応するものとする。